

八選告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、平成27年12月23日から同年12月29日までの7日間、八幡浜市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供し、同期間中に提出のあった異議申出の決定を行い、署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりとなった。

平成28年1月8日

八幡浜市選挙管理委員会

委員長 菊池省三



有効署名の総数 9,939人